

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	利用者の数及び 入院患者の定員 を超過する場合	看護・介護職員 の員数が基準 に満たない場合	看護師が基準 に定められた看護 職員の員数に 20/100を乗 じて得た数未 満の場合	前地の医師確保 計画を届出た ものが、医師 の数が基準に 定められた医 師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満の場合	前地の医師確保 計画を届出た ものの以外で、 医師の数が基 準に定められ た医師の員数 に60/100を 乗じて得た数 未満である 場合	常勤のユニッ ト毎に配置 していない等 ユニットケア における体制 が未整備であ る場合	地下幅が設備 基準を満たさ ない場合	医師の配置に ついて医療法 施行規則第49 条の規定が適 用されている 場合	夜勤を行う職員 の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	認知症行動・ 心理状態緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場 合	
(1) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費 (1日につき)	看護<6.1> 介護<4.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (523 単位)												
			要支援2 (657 単位)												
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (551 単位)												
			要支援2 (685 単位)												
		c.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (541 単位)												
			要支援2 (675 単位)												
	看護<6.1> 介護<4.1>	d.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (579 単位)												
			要支援2 (734 単位)												
		e.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (612 単位)												
			要支援2 (767 単位)												
		f.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (600 単位)												
			要支援2 (755 単位)												
(二) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(II)	看護<6.1> 介護<5.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (492 単位)												
			要支援2 (617 単位)												
	看護<6.1> 介護<5.1>	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型> <従来型個室>	要支援1 (507 単位)												
			要支援2 (632 単位)												
		c.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii) <多床室>	要支援1 (550 単位)												
			要支援2 (696 単位)												
看護<6.1> 介護<6.1>	d.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv) <療養機能強化型> <多床室>	要支援1 (568 単位)													
		要支援2 (714 単位)													
(三) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(III)	看護<6.1> 介護<6.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (476 単位)												
			要支援2 (594 単位)												
	看護<6.1> 介護<6.1>	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (534 単位)												
			要支援2 (674 単位)												
(2) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	看護<6.1> 介護<4.1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (532 単位)												
			要支援2 (666 単位)												
	看護<6.1> 介護<4.1>	b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (589 単位)												
			要支援2 (744 単位)												
		a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (532 単位)												
			要支援2 (666 単位)												
看護<6.1> 介護<4.1>	b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (589 単位)													
		要支援2 (744 単位)													
(3) ユニット型 病院療養病床 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (605 単位)													
		要支援2 (762 単位)													
	(二) ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (633 単位)													
		要支援2 (790 単位)													
	(三) ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (623 単位)													
		要支援2 (780 単位)													
(四) ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(IV) <ユニット型標準室>	要支援1 (605 単位)														
	要支援2 (762 単位)														
(五) ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型標準室>	要支援1 (633 単位)														
	要支援2 (790 単位)														
(六) ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型標準室>	要支援1 (623 単位)														
	要支援2 (780 単位)														
(4) ユニット型 病院療養病床 経過型介護 予防短期入 所療養介護 費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (605 単位)													
		要支援2 (762 単位)													
	(二) ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型標準室>	要支援1 (605 単位)													
		要支援2 (762 単位)													
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
(6) 特定診療費															
(7) サービス提供体制 強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 15単位を加算)														
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)														
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)														
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)														
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1日につき +所定単位×20/1000)														
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1日につき +所定単位×11/1000)														
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1日につき +(二)の90/100)														
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1日につき +(二)の80/100)														

注 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。